

江東区福祉サービス第三者評価費用補助要綱

平成18年10月2日

18江保福第461号

(目的)

第1条 この要綱は、福祉サービスを提供している事業者が福祉サービス第三者評価を受けた場合に、これに要した費用の全部又は一部について予算の範囲内で補助することにより、福祉サービス第三者評価システムの普及定着を図り、もって利用者本位の福祉の実現及び区民の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において福祉サービス第三者評価とは、平成15年度東京都福祉サービス第三者評価受審支援事業実施要綱(平成15年3月26日付14福総改第182号)の規定により、東京都福祉サービス評価推進機構(以下「推進機構」という。)が定める評価手法及び共通評価項目をすべて取り込んで、推進機構が認証した評価機関(以下「評価機関」という。)が実施する評価をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (2) 法第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護
- (3) 法第8条第22項に規定する介護保険施設のうち、介護老人保健施設で行う事業
- (4) 法第8条第24項に規定する介護老人福祉施設(江東ホーム、北砂ホーム及び塩浜ホームで行われているものに限る。)で行う事業
- (5) 東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日付12福子推第1157号)に規定する事業

(補助対象事業者)

第4条 補助を受けることができる者は、前条の事業を提供している福祉サービス提供事業者(以下「事業者」という。)で、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 福祉サービス第三者評価を受けること。
- (2) 福祉サービス第三者評価の対象事業所の所在地が江東区内にあること。
- (3) 福祉サービス第三者評価の結果について、区長及び推進機構に報告し、かつ、区長及び推進機構が評価結果を公表することに同意すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、福祉サービス第三者評価を受けるために事業者が評価機関に支出した費用又は60万円のうちいずれか少ない額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 福祉サービス第三者評価に要した費用に係る補助金の交付は、原則として、第3条第3号に規定する事業にあつては3年度につき一度限りとし、第3条第1号、第2号及び第5号に規定する事業にあつては1年度につき一度限りとし、第3条第4号に規定する事業にあつては2年度につき一度限りとする。

(補助金の交付申請及び交付決定等)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、福祉サービス第三者評価費用補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して区長に申請しなければならない。この場合において、第2号に掲げる書類については、原本を提示のうえ、その写しを添付するものとする。

- (1) 推進機構の発行する「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」の写し
- (2) 見積書その他福祉サービス第三者評価費用が確認できる書類
- (3) 福祉サービス第三者評価結果の公表に係る同意書(別記第2号様式)

2 区長は、前項の申請があつたときは、当該申請書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、福祉サービス第三者評価費用補助金交付決定通知書(別記第3号様式)又は福祉サービス第三者評価費用補助金不交付決定通知書(別記第4号様式)により事業者に通知する。

3 前項の規定により補助金の交付決定を受けた事業者(以下「交付決定者」という。)は、事情の変更等により申請の内容に変更があつた場合は、福祉サービス第三者評価費用補助金交付申請変更届出書(別記第5号様式)に必要な書類を添付して、速やかに区長に届け出なければならない。

(評価結果の報告)

第7条 交付決定者は、評価機関から福祉サービス第三者評価結果の報告を受けたときは、福祉サービス第三者評価実績報告書(別記第6号様式)により、区長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を提示のうえ、その写しを添付するものとする。

- (1) 福祉サービス第三者評価に係る評価機関との契約書
- (2) 評価機関の発行する請求書
- (3) 評価機関の発行する領収証又は支払を確認できる文書
- (4) 評価機関の発行する福祉サービス第三者評価結果に関する報告書

(補助金の額の確定及び交付)

第8条 区長は、前条の福祉サービス第三者評価実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するものとする。

2 区長は、前項の審査の結果、その内容が適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、福祉サービス第三者評価費用補助金額確定通知書(別記第7号様式)により交付決定者に通知する。

3 前項の通知を受けた交付決定者は、福祉サービス第三者評価費用補助金交付請求書(別記第8号様式)により区長に請求しなければならない。

4 区長は、前項の請求があったときは、これを審査のうえ補助金を交付する。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第9条 事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除(以下「仕入税額控除」という。)が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

ただし、事業者が評価機関に支出した費用から仕入税額控除の額を控除した残額が60万円を上回っている場合は報告する必要はないものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 第6条に定める申請した日の属する年度の末日までに、区長に福祉サービス第三者評価実績報告書の提出ができなかったとき。
- (4) 福祉サービス第三者評価結果の全部又は一部の公表を拒み、又は妨げたとき。
- (5) 前条の消費税等に係る税額控除の報告を受けた場合にその仕入税額控除の額。
- (6) その他事業者に補助金を交付するにふさわしくない行為があると区長が認めたとき。

(補助金の返還等)

第11条 区長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合で、既に当該取消しに係る部分について補助金を交付している場合は、期限を定めて交付決定者に補助金の返還を命じなければならない。

2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則(平成20年3月江東区規則第24号)の定めるところによる。

(他の補助金等の一時停止等)

第12条 区長は、交付決定者が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(事業者の責務)

第13条 交付決定者は、福祉サービス第三者評価の結果に基づいてサービスの改善課題と改善のための取組をまとめ、区長に報告しなければならない。

2 交付決定者は、福祉サービス第三者評価の結果を事業所の見やすい場所に掲示するとともに、利用者等から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 交付決定者は、この補助金の交付に係る関係書類を当該年度終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月2日から施行する。

江東区長殿

申請者（所在地）
 （事業者名）
 （代表者名） 印

福祉サービス第三者評価費用補助金交付申請書

江東区福祉サービス第三者評価費用補助要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり第三者評価費用の補助金交付を申請します。

記

1	第三者評価を受け る事業所名及び所 在地	（事業所名） （所在地）	
2	福祉サービスの種 類		
3	第三者評価を実施 する評価機関		1
4	評価機関による第 三者評価に要する 見積金額	円	2
5	補助金交付申請額	円	3
6	第三者評価を受け る期間（予定）	年 月 日 から 年 月 日 まで	
7	利用者の状況 （申請月の初日 現在）	全利用者数 人 （うち江東区民 人）	
8	連絡担当者	氏 名： (電 話)	

1：東京都福祉サービス評価推進機構の発行する認証評価機関であることを証明する書類の写しを添付してください。

2：見積書原本を提示のうえ、見積書の写しを添付してください。

3：2の見積金額又は60万円のうちいずれか少ない額とし、1,000円未満は切り捨てます。

別記第2号様式（第6条関係）

年 月 日

江東区長殿

申請者（所在地）

（事業者名）

（代表者名）

印

福祉サービス第三者評価結果の公表に係る同意書

江東区福祉サービス第三者評価費用補助金交付申請にあたり、江東区長及び東京都福祉サービス評価推進機構が、利用者等による福祉サービスの選択に資するため、福祉サービス第三者評価の結果を公表することについて同意します。

(申請者)

殿

江東区長

福祉サービス第三者評価費用補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった福祉サービス第三者評価費用補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付対象となる 事業所名及び所在地	(事業所名) (所在地)
2 福祉サービスの種類	
3 補助金交付予定額	円

- 1: この通知書を受け取った後、申請内容に変更があったときは、福祉サービス第三者評価費用補助金交付申請変更届出書を提出してください。
- 2: 評価が完了したときは、福祉サービス第三者評価実績報告書及び評価機関の発行する福祉サービス第三者評価結果に関する報告書を提出してください。
- 3: 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除(以下「仕入税額控除」という。)が確定した場合は、速やかに区長に報告してください。

ただし、事業者が評価機関に支出した費用から仕入税額控除の額を控除した残額が60万円を上回っている場合は報告する必要はありません。

別記第4号様式(第6条関係)

文 書 番 号
年 月 日

(申請者)

殿

江東区長

福祉サービス第三者評価費用補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった福祉サービス第三者評価費用補助金については、
下記の理由により交付しないので通知します。

記

(理由)

別記第5号様式(第6条関係)

年 月 日

江東区長殿

申請者(所在地)
(事業者名)
(代表者名)

印

福祉サービス第三者評価費用補助金交付申請変更届出書

江東区福祉サービス第三者評価費用補助要綱第6条第3項の規定に基づき、年
__月 日付 江 第 号で交付決定を受けた補助金交付申請内容について、下
記のとおり変更があったので届け出します。

記

江東区長殿

申請者(所在地)

(事業者名)

(代表者名)

印

福祉サービス第三者評価実績報告書

江東区福祉サービス第三者評価費用補助要綱第7条第1項の規定に基づき、年
 ___月 ___日付 江 第 ___号で交付決定を受けた補助金に係る福祉サービス第三
 者評価実績について、下記のとおり報告します。

記

1	第三者評価を受け た事業所名及び所 在地	(事業所名) (所在地)	
2	福祉サービスの種 類		
3	第三者評価を実施 した評価機関		
4	評価機関による第 三者評価に要した 金額	円	1
5	補助金交付請求額	円	2
6	第三者評価の完了 日	年 月 日	3

- 1: 契約書、請求書、領収証(又は支払の確認できる書類)の原本を提示のうえ、その写しを添付してください。
- 2: 交付決定通知書に表示した補助金交付予定額と、1の金額のいずれか少ない金額を記入してください。(1,000円未満の端数が生じたら切り捨てます。)
- 3: 福祉サービス第三者評価の結果を区長及び東京都福祉サービス評価推進機構に報告した日を完了日とします。

(申請者)

殿

江東区長

福祉サービス第三者評価費用補助金額確定通知書

年 月 日付で報告のあった福祉サービス第三者評価費用補助金の交付について、
下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 交付対象となる 事業所名及び所在地	(事業所名) (所在地)
2 福祉サービスの種類	
3 補助金額	円

- 1: この通知書を受け取った後、福祉サービス第三者評価費用補助金交付請求書により、請求してください。
- 2: 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除(以下「仕入税額控除」という。)が確定した場合は、速やかに区長に報告してください。
ただし、事業者が評価機関に支出した費用から仕入税額控除の額を控除した残額が60万円を上回っている場合は報告する必要はありません。

年 月 日

江東区長殿

申請者 (所在地)

(事業者名)

(代表者名)

印

福祉サービス第三者評価費用補助金交付請求書

江東区福祉サービス第三者評価費用補助要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、 年
__月 日付 江 第 号で交付確定を受けた補助金について、下記のとおり請
求します。

記

1	交付対象となる 事業所名及び所在 地	(事業所名) (所在地)
2	福祉サービスの種 類	
3	請求金額	円